【総務委員会】

(1) 審議概観

第156回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出12件(うち本院先議3件)、衆議院総務委員会提出2件及び承認案件1件の合計15件であり、そのうち内閣提出12件(うち本院先議3件)及び衆議院総務委員会提出2件が可決され、承認案件1件が承認された。

また、本委員会付託の請願15種類90件は、いずれも保留とした。

[法律案の審査]

地方交付税法等の一部を改正する法律案(閣法第1号)は、地方財政の状況等にかんがみ、地方交付税の総額を確保するため、平成14年度分の地方交付税の総額について加算措置を講ずるとともに、同年度における交付税特別会計の借入金を増額するほか、地方税の減収により、適正な財政運営を行うにつき必要とされる財源に不足を生ずると認められる場合、地方債を起こすことができることとする等の措置を同年度に限り講じようとするものである。

委員会においては、地方税財政改革の在り方、補てん措置の趣旨と地方団体への影響等 の質疑が行われた。質疑終局後、討論の後、本法律案は多数をもって可決された。

恩給法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案は、平成14年における消費者物価の動向等にかんがみ、本年4月分から普通扶助料に係る寡婦加算の年額の引下げを行うものである。

委員会においては、寡婦加算引下げの理由、恩給制度の在り方、平和祈念事業の在り方 等の質疑が行われた。質疑終局後、討論の後、本法律案は多数をもって可決された。

国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律案は、民間における退職金の実情にかんがみ、国家公務員の長期勤続者に対する退職手当の額を引き下げるほか、定年前早期退職者に対する退職手当に係る特例の見直しを行うとともに、独立行政法人等の役員として在職した後、引き続き国家公務員となった者に対する退職手当に係る特例を設けようとするものである。

委員会においては、民間企業の退職金の実態調査の在り方、国家公務員を独立行政法人 等へ役員として出向させる理由等の質疑が行われた。質疑終局後、討論の後、本法律案は 多数をもって可決された。なお、本法律案に対し2項目の附帯決議が付されている。

地方税法等の一部を改正する法律案は、地方における現下の経済・財政状況等を踏まえ、 経済社会の持続的活性化実現のため、あるべき税制の構築に向けて、法人事業税への外形 標準課税の導入、不動産取得税の税率の引下げ、特別土地保有税の課税停止、新増設に係 る事業所税の廃止、平成15年度の固定資産税の評価替えに伴う土地に係る固定資産税及び 都市計画税の税負担の調整、配当所得及び株式等譲渡所得に係る課税方式の見直し等を行 うとともに、配偶者控除に上乗せして適用される部分の配偶者特別控除の廃止、地方のた ばこ税の税率の引上げ等、所要の措置を講じようとするものである。

委員会においては、地方税財源の拡充と税源移譲、法人事業税への外形標準課税導入の

務

趣旨及び妥当性、固定資産税の安定性確保の必要性、税制改正による自動車税のグリーン 化への影響等の質疑が行われた。質疑終局後、討論の後、本法律案は多数をもって可決さ れた。なお、本法律案に対し4項目の附帯決議が付されている。

地方交付税法等の一部を改正する法律案(閣法第21号)は、地方財政の収支が引き続き著しく不均衡な状況にあること等にかんがみ、地方交付税の総額の確保に資するため、平成15年度分の地方交付税の総額の特例措置を講ずるとともに、一般会計から交付税特別会計への繰入れに関する特例等を改正することとし、あわせて、道府県の基準税率を引き下げる等、地方交付税の算定方法及び単位費用を改めるほか、国庫補助負担金の見直しに伴い地方特例交付金の拡充等を行おうとするものである。

委員会においては、地方交付税の財政調整機能の在り方、三位一体改革における国庫補助負担金の検討方針、地方単独事業の実態等の質疑が行われた。質疑終局後、討論の後、本法律案は多数をもって可決された。

電波法の一部を改正する法律案は、民間能力の一層の活用を図るため、総務大臣又は指定証明機関が行う技術基準適合証明等について総務大臣の登録を受けた者が行うこととするとともに、無線設備の技術基準適合性を製造事業者等が自ら確認する制度を新設するほか、電波利用共益費用の負担における無線局免許人間の公平性を確保するため、特定周波数変更対策業務に関し電波利用料の料額の特例を定めようとするものである。

委員会においては、電波利用料の在り方、地上放送デジタル化に伴う地方放送局等の負担と対策等の質疑が行われた。質疑終局後、討論の後、本法律案は多数をもって可決された。

日本郵政公社法の一部を改正する法律案は、日本郵政公社の経営の健全性の確保に資するため、郵便貯金資金及び簡易生命保険資金の運用方法にコール資金の貸付け及び投資顧問業者との投資一任契約の締結による信託会社への信託を加えるとともに、郵便振替資金及び業務上の余裕金の運用方法にコール資金の貸付けを加えようとするものであり、本院先議として提出された。

委員会においては、日本郵政公社総裁の経営ビジョン、郵便貯金及び簡易生命保険資金 の運用体制や人材育成方針等の質疑が行われた。質疑終局後、討論の後、本法律案は多数 をもって可決された。

消防組織法及び消防法の一部を改正する法律案は、大規模又は特殊な災害に対処するため、緊急消防援助隊について、その編成、消防庁長官による出動の指示、国の財政措置等に係る規定を整備するとともに、都道府県の航空消防隊による市町村の消防の支援、国による主体的な火災原因調査の実施その他の消防に関する体制を整備するものであり、あわせて、本法律案は、消防用設備等に係る技術基準に性能規定を導入するための所要の規定の整備等を行うものであり、本院先議として提出された。

委員会においては、緊急消防援助隊に関する国の役割分担の在り方、自主防災組織の教育訓練の内容、指定検定機関制度から登録検定機関制度に移行する理由等の質疑が行われた。質疑終局後、本法律案は全会一致をもって可決された。なお、本法律案に対して5項目の附帯決議が付されている。

地方自治法の一部を改正する法律案は、地方公共団体の組織及び運営の合理化を図るため、地方分権改革推進会議の意見にのっとり、都道府県の局部数の法定制等を廃止すると

ともに、公の施設の管理の委託に関する制度を見直すほか、所要の規定の整備を行おうと するものである。

委員会においては、地方公共団体の自主組織権の尊重と地方行革の推進、指定管理者制度導入と住民福祉の向上、公の施設の管理代行と公共性の確保等の質疑が行われた。質疑終局後、討論の後、本法律案は多数をもって可決された。

電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律案は、 ユニバーサルサービスの適切、公平かつ安定的な提供を確保しつつ電気通信事業者の多様 な事業展開を促すため、同事業の第一種及び第二種の区分を廃止する等、規制の合理化の ための措置を講ずるとともに、民間能力の一層の活用を図るため、総務大臣又は指定認定 機関が行う技術基準適合認定等について総務大臣の登録を受けた者が行うこととするほか、端末機器の技術基準適合性を製造業者等が自ら確認する制度を新設し、あわせて、東・ 西NTTの電話の接続料が同等の水準となることを確保する等の措置を講じようとするも のであり、本院先議として提出された。

委員会においては、電気通信事業の第一種、第二種の区分を廃止することの意義、事業者への規制見直しの必要性、新たに設けられる利用者保護制度の効果、光ファイバーに関する指定電気通信設備規制の在り方、ユニバーサルサービス基金の在り方等の質疑が行われた。質疑終局後、討論の後、本法律案は多数をもって可決された。なお、本法律案に対し8項目の附帯決議が付されている。

地方独立行政法人法案は、公共上の見地からその地域において確実に実施されることが必要な事務及び事業であって、地方公共団体が自ら主体となって直接に実施する必要のないもののうち、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあると認めるものを効率的かつ効果的に行わせるため、地方独立行政法人の制度を設け、その運営の基本その他の制度の基本となる事項を定めようとするものである。

地方独立行政法人法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案は、地方独立行政法人法の施行に伴い、災害対策基本法その他の関係法律の規定の整備等を行おうとするものである。

委員会においては、両法律案を一括して議題とし、地方独立行政法人制度に関し、その 創設趣旨、公立大学法制の在り方、公営企業等の地方独立行政法人への移行上の課題等の 質疑が行われた。質疑終局後、討論の後、両法律案はいずれも多数をもって可決された。 なお、地方独立行政法人法案に対し6項目の附帯決議が付されている。

市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律案は、市町村の合併を推進する ため、合併後の普通地方公共団体の市となるべき要件として人口3万以上を有することと する特例の適用期間を1年延長しようとするものである。

委員会においては、衆議院総務委員長遠藤武彦君より趣旨説明を聴取した後、討論を行い、本法律案は多数をもって可決された。

行政書士法の一部を改正する法律案は、行政書士の業務について国民の利便性を一層高めるため、行政書士法人の設立を可能にするとともに、研修、懲戒手続等に関する規定を整備することにより、行政書士制度の基盤を強化しようとするものである。

委員会においては、衆議院総務委員長遠藤武彦君より趣旨説明を聴取した後、本法律案は全会一致をもって可決された。

放送法第37条第2項の規定に基づき、承認を求めるの件は、日本放送協会の平成15年度 収支予算、事業計画及び資金計画について、国会の承認を求めるものである。

委員会においては、イラク問題に対するNHKの報道の在り方、過去の放送番組の活用 策、地上波デジタル放送の将来像、デジタル時代の受信料確保方策等の質疑が行われた。 質疑終局後、全会一致をもって承認された。なお、本件に対し9項目の附帯決議が付され ている。

[国政調査等]

- 3月14日、行政制度、地方行財政、消防行政、情報通信行政等の基本施策について片山 総務大臣から所信を聴取し、平成15年度総務省関係予算について若松総務副大臣から、並 びに平成15年度人事院業務概況及び関係予算について人事院総裁から、それぞれ説明を聴 取し、18日に片山総務大臣の所信及び平成15年度人事院業務概況について質疑を行った。
- 3月20日、平成15年度地方財政計画について片山総務大臣から概要説明、及び若松総務 副大臣から補足説明を聴取した。
- 3月26日、予算委員会から委嘱を受けた平成15年度内閣所管(人事院)、総務省所管(日本学術会議及び公害等調整委員会を除く)及び公営企業金融公庫関係予算の審査を行い、郵政公社発足によるメリットと新商品サービスの内容、公社化後のユニバーサルサービスへの懸念、市町村合併特例法の期限後に向けた対処方針、ITを支える事業者のすそ野を広げる必要性、外国人IT技術者へのビザ発給の在り方、良質なコンテンツ開発の必要性、テレビ番組の二次利用上の問題点、住民基本台帳ネットワークシステムのアクセスログ(接続記録)の開示システム導入の理由、政党支部に対する政治献金と政治資金規正法改正の在り方、郵便投票に関する制度改善の必要性、地方公共団体の会計制度改革の推進状況、国家公務員の天下り見直しの必要性、国家公務員の民間企業への人材紹介システムの現状、臨時財政対策債及び交付税特別会計借入金の償還見通し、国家公務員試験の企画・立案を内閣が行うことの是非等の質疑が行われた。
 - 3月25日、地方財政の拡充強化に関する決議を行った。
 - 5月29日、地方分権を推進するための地方税財政基盤の確立に関する決議を行った。

(2) 委員会経過

〇平成15年1月28日(火)(第1回)

- ○理事の補欠選任を行った。
- ○行政制度、公務員制度、地方行財政、選挙、消防、情報通信及び郵政事業等に関する 調査を行うことを決定した。
- ○地方交付税法等の一部を改正する法律案(閣法第1号)(衆議院送付)について片山 総務大臣から趣旨説明を聴いた。

〇平成15年1月30日(木)(第2回)

- ○理事の辞任を許可し、補欠選任を行った。
- ○政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ○地方交付税法等の一部を改正する法律案(閣法第1号)(衆議院送付)について片山 総務大臣、若松総務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

(閣法第1号) 賛成会派 自保、公明

反对会派 民主、共産、国連、社民

〇平成15年3月14日(金)(第3回)

- ○理事の辞任を許可し、補欠選任を行った。
- ○行政制度、地方行財政、消防行政、情報通信行政等の基本施策に関する件について片 山総務大臣から所信を聴いた。
- ○平成15年度総務省関係予算に関する件について若松総務副大臣から説明を聴いた。
- ○平成15年度人事院業務概況及び関係予算に関する件について中島人事院総裁から説明 を聴いた。

〇平成15年3月18日(火)(第4回)

- ○政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ○行政制度、地方行財政、消防行政、情報通信行政等の基本施策に関する件及び平成15. 年度人事院業務概況に関する件について片山総務大臣、若松総務副大臣、加藤総務副 大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。
- ○地方税法等の一部を改正する法律案(閣法第20号)(衆議院送付)について片山総務 大臣から趣旨説明を聴いた。

〇平成15年3月20日(水)(第5回)

- ○政府参考人の出席を求めることを決定した。
- **地方税法等の一部を改正する法律案(閣法第20号)(衆議院送付)**について片山総務 大臣、若松総務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

(閣法第20号) 賛成会派 自保、公明、国連の一部

反対会派 民主、共産、国連の一部、社民

なお、附帯決議を行った。

- ○平成15年度地方財政計画に関する件について片山総務大臣から概要説明を聴いた後、 若松総務副大臣から補足説明を聴いた。
- ○地方交付税法等の一部を改正する法律案(閣法第21号)(衆議院送付)について片山

総務大臣から趣旨説明を聴いた。

〇平成15年3月25日(火)(第6回)

- ○政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ○**地方交付税法等の一部を改正する法律案(閣法第21号)(衆議院送付)**について片山 総務大臣、若松総務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

(閣法第21号) 賛成会派 自保、公明、国連の一部

反対会派 民主、共産、国連の一部、社民

- ○地方財政の拡充強化に関する決議を行った。
- **恩給法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(閣法第6号)(衆議院送付)** について片山総務大臣から趣旨説明を聴いた。

〇平成15年3月26日(水)(第7回)

- ○政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ○平成15年度一般会計予算(衆議院送付)

平成15年度特別会計予算(衆議院送付)

平成15年度政府関係機関予算(衆議院送付)

(内閣所管(人事院)、総務省所管(日本学術会議及び公害等調整委員会を除く)及び公営企業金融公庫)について片山総務大臣、加藤総務副大臣、若松総務副大臣、伊藤内閣府副大臣、根本内閣府副大臣、岸総務大臣政務官、中島人事院総裁及び政府参考人に対し質疑を行った。

本委員会における委嘱審査は終了した。

〇平成15年3月27日(木)(第8回)

- ○理事の補欠選任を行った。
- ○政府参考人の出席を求めることを決定した。
- **恩給法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(閣法第6号)(衆議院送付)** について片山総務大臣、若松総務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、 可決した。

(閣法第6号) 賛成会派 自保、民主、公明 反対会派 共産、国連、社民

- ○参考人の出席を求めることを決定した。
- ○放送法第37条第2項の規定に基づき、承認を求めるの件(閣承認第2号)(衆議院送付)について片山総務大臣から趣旨説明を、参考人日本放送協会会長海老沢勝二君から説明を聴き、同大臣、加藤総務副大臣、政府参考人、参考人日本放送協会会長海老沢勝二君、同協会専務理事板谷駿一君、同協会専務理事・技師長吉野武彦君、同協会理事安岡裕幸君、同協会理事笠井鉄夫君、同協会理事山村裕義君及び同協会理事山田勝美君に対し質疑を行った後、承認すべきものと議決した。

(閣承認第2号) 賛成会派 自保、民主、公明、共産、国連、社民 反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○消防組織法及び消防法の一部を改正する法律案(閣法第107号)について片山総務大

臣から趣旨説明を聴いた。

〇平成15年4月1日(火)(第9回)

- ○理事の辞任を許可し、補欠選任を行った。
- ○政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 消防組織法及び消防法の一部を改正する法律案(閣法第107号)について片山総務大 臣、岩永総務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

(閣法第107号) 賛成会派 自保、民主、公明、共産、国連、社民 反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

〇平成15年4月15日(火)(第10回)

- ○理事の補欠選任を行った。
- ○日本郵政公社法の一部を改正する法律案(閣法第81号)について片山総務大臣から趣 旨説明を聴いた。

〇平成15年4月17日(木)(第11回)

- ○政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ○参考人の出席を求めることを決定した。
- ○日本郵政公社法の一部を改正する法律案(閣法第81号)について片山総務大臣、政府 参考人、参考人日本郵政公社総裁生田正治君、同公社副総裁團宏明君及び同公社理事 伊藤高夫君に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

(閣法第81号) 賛成会派 自保、民主、公明、国連、社民 反対会派 共産

〇平成15年5月8日(木)(第12回)

- ○理事の補欠選任を行った。
- ○電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律案 (閣法第111号) について片山総務大臣から趣旨説明を聴いた。

〇平成15年5月22日(木)(第13回)

- ○政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ○電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律案 (閣法第111号) について片山総務大臣、加藤総務副大臣及び政府参考人に対し質疑を 行い、討論の後、可決した。

(閣法第111号) 賛成会派 自保、民主、公明、国連 反対会派 共産、社民

なお、附帯決議を行った。

○国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律案(閣法第19号)(衆議院送付)について いて片山総務大臣から趣旨説明を聴いた。

〇平成15年5月27日(火)(第14回)

- ○政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ○国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律案(閣法第19号)(衆議院送付)につ

いて片山総務大臣、若松総務副大臣、根本内閣府副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

(閣法第19号) 賛成会派 自保、民主、公明、国連 反対会派 共産、社民

なお、附帯決議を行った。

○**電波法の一部を改正する法律案(閣法第37号)(衆議院送付)** について片山総務大臣 から趣旨説明を聴いた。

〇平成15年5月29日(木)(第15回)

- ○政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ○**電波法の一部を改正する法律案(閣法第37号)(衆議院送付)**について片山総務大臣、 加藤総務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

(閣法第37号) 賛成会派 自保、公明、国連 反対会派 民主、共産、社民

- ○地方分権を推進するための地方税財政基盤の確立に関する決議を行った。
- 〇平成15年6月3日(火)(第16回)
 - ○地方自治法の一部を改正する法律案(閣法第108号)(衆議院送付)について片山総務 大臣から趣旨説明を聴いた。
- 〇平成15年6月5日(木)(第17回)
 - ○政府参考人の出席を求めることを決定した。
 - ○**地方自治法の一部を改正する法律案(閣法第108号)(衆議院送付)**について片山総務 大臣、若松総務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

(閣法第108号) 賛成会派 自保、民主、公明、国連 反対会派 共産、社民

- 〇平成15年6月10日(火)(第18回)
 - ○地方独立行政法人法案(閣法第116号)(衆議院送付)

地方独立行政法人法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(閣法第117号)(衆議院送付)

以上両案について片山総務大臣から趣旨説明を聴いた。

- 〇平成15年7月1日(火)(第19回)
 - ○政府参考人の出席を求めることを決定した。
 - ○地方独立行政法人法案(閣法第116号)(衆議院送付) 地方独立行政法人法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(閣法第117号)(衆 議院送付)

以上両案について片山総務大臣、若松総務副大臣、中島人事院総裁及び政府参考人 に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

(閣法第116号) 賛成会派 自保、公明

反対会派 民主、共産、国連、社民

(閣法第117号) 賛成会派 自保、公明

反対会派 民主、共産、国連、社民

なお、地方独立行政法人法案(閣法第116号)(衆議院送付)について附帯決議を行った。

○市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律案(衆第30号)(衆議院提出) について提出者衆議院総務委員長遠藤武彦君から趣旨説明を聴き、討論の後、可決した。 (衆第30号) 賛成会派 自保、民主、公明、国連

反対会派 共産、社民

〇平成15年7月22日(火)(第20回)

- ○理事の補欠選任を行った。
- 行政書士法の一部を改正する法律案 (衆第36号) (衆議院提出) について提出者衆議 院総務委員長遠藤武彦君から趣旨説明を聴いた後、可決した。

(衆第36号) 賛成会派 自保、民主、公明、共産、国連、社民 反対会派 なし

〇平成15年7月24日(木)(第21回)

- ○請願第21号外89件を審査した。
- ○行政制度、公務員制度、地方行財政、選挙、消防、情報通信及び郵政事業等に関する 調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- ○閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 成立議案の要旨・附帯決議

地方交付税法等の一部を改正する法律案(閣法第1号)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 1 地方交付税法及び交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部改正
 - (1) 地方財政の状況等にかんがみ、地方交付税の総額を確保するため、平成14年度分の総額の特例として、3,195億円を加算するとともに、交付税及び譲与税配付金特別会計の借入金を5,324億6,700万円増額する。
 - (2) (1)の借入金のうち、1,064億8,350万円については、その償還金に相当する額を平成20年度から平成29年度までの各年度において一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計に繰り入れる。
 - (3) 平成15年度における一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計への繰入れに関する特例について所要の改正を行う。
- 2 地方財政法の一部改正
 - (1) 地方公共団体が国に準じて給与改定を実施する場合に見込まれる財政需要の減少を 反映させるため、平成13年度から平成15年度までの間における地方債の特例について 平成14年度に限り減額するため所要の改正を行う。
 - (2) 平成14年度に限り、地方税の減収により、地方財政法第5条の地方債を起こしても、 なお適正な財政運営を行うにつき必要とされる財源に不足を生じると認められる場合 には、同条の規定にかかわらず、地方債を起こすことができるものとする。
- 3 施行期日

本法律は、公布の日から施行する。

恩給法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(閣法第6号) 【要旨】

本法律案は、平成14年における消費者物価の動向等にかんがみ、普通扶助料に係る寡婦 加算の年額の引下げを行おうとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

1 普通扶助料に係る寡婦加算の年額の引下げ

普通扶助料に係る寡婦加算の年額を、平成15年4月分以降、扶養遺族である子を2人以上有する妻にあっては26万7,500円(現行26万9,900円)に、扶養遺族である子を1人有する妻及び扶養遺族である子を有しない60歳以上の妻にあっては15万2,800円(現行15万4,200円)にそれぞれ引き下げる。

2 施行期日

本法律は、平成15年4月1日から施行する。

国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律案(閣法第19号)

【要旨】

本法律案は、民間における退職金の支給の実情にかんがみ、長期勤続者に対する退職手当の額を引き下げるほか、定年前早期退職者に対する退職手当に係る特例の見直しを行うとともに、独立行政法人等役員として在職した後引き続いて職員となった者に対する退職手当に係る特例を設けようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 長期勤続者に対する退職手当の支給水準の引下げ 長期勤続者に対する退職手当について、退職手当法本則の規定により計算した額に乗 じる調整率を100分の110から100分の104に引き下げる。
- 2 定年前早期退職者に対する退職手当に係る特例措置の見直し

退職の日における俸給月額が一般職の職員の給与に関する法律の指定職俸給表9号俸相当額以上である者を特例措置の対象から除くとともに、定年と退職年齢との差1年当たりの俸給月額の割増率を俸給月額に応じて100分の2を超えない範囲内で政令で定める割合とする。

3 独立行政法人等役員として在職した後再び職員となった者に対する退職手当の特例規 定の整備

任命権者の要請に応じ、引き続いて独立行政法人等で政令で定めるものの役員となるため退職をした場合には、退職手当を支給しないこととし、独立行政法人等役員として在職した後引き続いて再び職員となった場合には、在職期間の通算を行うこと等所要の規定を整備する。

- 4 施行期日及び経過措置
 - (1) この法律は、平成15年10月1日から施行する。ただし、2及び3は公布の日から起算して2月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
 - (2) 平成15年10月1日から平成16年9月30日までの間における調整率を100分の107とする経過措置を定めること等所要の規定を整備する。

【附带決議】

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 1 退職手当制度及び支給水準の見直しに関しては、退職手当の水準は官民の均衡が基本 であるとの認識の下、その検討を行うとともに、関係職員団体等と交渉・協議し理解を 得るよう最大限努力すること。
- 2 退職手当の官民比較における調査の重要性にかんがみ、その法令上の位置付け、調査 の方法等について必要な検討を行うこと。

右決議する。

地方税法等の一部を改正する法律案(閣法第20号)

【要旨】

本法律案は、現下の経済・財政状況等を踏まえつつ、持続的な経済社会の活性化を実現するためのあるべき税制の構築に向けた改革の一環として、法人事業税への外形標準課税の導入、不動産取得税の税率の引下げ、特別土地保有税の課税停止、新増設に係る事業所

税の廃止、平成15年度の固定資産税の評価替えに伴う土地に係る固定資産税及び都市計画 税の税負担の調整、配当所得及び株式等譲渡所得に係る課税方式の見直し等を行うととも に、配偶者控除に上乗せして適用される部分の配偶者特別控除の廃止、地方のたばこ税の 税率の引上げ等、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 道府県民税及び市町村民税

- (1) 一定の上場株式等の配当等及び株式等譲渡所得に係る課税方式について、道府県民税配当割及び道府県民税株式等譲渡所得割を創設し、平成16年1月1日から、特別徴収方式を実施することにより申告を不要とする。
- (2) 平成17年度分以後、配偶者特別控除のうち配偶者控除に上乗せして適用される部分の控除を廃止する。
- 2 法人事業税

平成15年度に、資本金1億円超の法人を対象として、外形基準の割合を4分の1とする外形標準課税制度を創設し、平成16年度から適用する。

3 不動産取得税

平成15年4月1日から平成18年3月31日までの3年間に限り、税率を一律3%に引き 下げる。

- 4 道府県たばこ税及び市町村たばこ税 平成15年7月1日から、税率を1,000本当たり410円引き上げる。
- 5 自動車税
 - (1) 平成15年度に新車新規登録された最新排出ガス規制値より75%以上排出ガス性能の 良い自動車で一定の低燃費基準を満たすもの並びに電気自動車、天然ガス自動車及び メタノール自動車について、税率の概ね50%を軽減する特例措置を、平成16年度につ いて講ずる。
 - (2) 平成15年度に新車新規登録から11年(ガソリン車(LPG車を含む。)については13年)を経過した自動車について、税率の概ね10%を重課する特例措置を、平成16年度以後について講ずる。
- 6 固定資産税及び都市計画税

固定資産税及び都市計画税の宅地等に係る負担調整措置については、引き続き負担水 準の均衡化を図るため、現行措置を延長する。

7 特別土地保有税

平成15年度以降、特別土地保有税の課税を停止し、新たな課税は行わないものとする。

8 事業所税

事業所税のうち新増設に係るものを、平成15年3月31日をもって廃止する。

- 9 その他の事項
 - (1) 自動車重量譲与税の市町村に対する譲与割合を4分の1から3分の1に引き上げる。
 - (2) 非課税等特別措置の整理合理化等を行う。
- 10 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、平成15年4月1日から施行する。

【附带決議】

政府は、地方団体の行政需要の増大、引き続く厳しい地方財政の状況等にかんがみ、左 記の事項についてその実現に努めるべきである。

- 1 地方税は地方団体の重要な自主財源であることにかんがみ、地方分権改革の進展に対応し、地方団体がより自主的かつ自立的な行財政運営を行えるよう、地方における歳出規模と地方税収入との乖離を縮小する観点から、課税自主権を尊重しつつ、税源移譲を含め国と地方の税源配分の在り方を抜本的に見直し、地方税源の拡充強化を図ること。
- 2 法人事業税について、外形標準課税導入の趣旨にかんがみ、現在収入金額を課税標準 としている業種に関しては、個々の地方団体に与える影響等を考慮しつつ、今後その課 税の在り方の見直しに向けて、検討を行うこと。
- 3 固定資産税は、我が国の資産課税の根幹であり、自主財源としての市町村税の基幹税 目であることを踏まえ、その安定的確保と課税の公平の観点から、負担水準の均衡化・ 適正化を一層推進すること。
- 4 税制の簡素化、税負担の公平化を図るため、非課税等特別措置について引き続き見直 しを行い、一層の整理合理化等を推進すること。 右決議する。

地方交付税法等の一部を改正する法律案(閣法第21号)

【要旨】

本法律案は、地方財政の収支が引き続き著しく不均衡な状況にあること等にかんがみ、地方交付税の総額の確保に資するため、平成15年度分の地方交付税の総額の特例措置を講ずるとともに、平成16年度から平成30年度までの間における一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計(以下「交付税特別会計」という。)への繰入れに関する特例等を改正することとし、あわせて、道府県の基準税率を引き下げる等地方交付税の算定方法を改めるほか、各種の制度改正等に伴って必要となる行政経費の財源を措置するため地方交付税の単位費用を改正するとともに、平成15年度において行われた国の補助金及び負担金の見直しに伴い地方特例交付金の拡充等を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 地方交付税法及び交付税特別会計法の一部改正
 - (1) 地方交付税の総額の特例
 - イ 平成15年度分の地方交付税の総額については、地方交付税法第6条第2項の額(法定5税に係る地方交付税額等)に、平成15年度における法定加算額2,369億円、臨時財政対策のための特例加算額5兆5,416億円、交付税特別会計借入金1兆9,515億2,800万円及び同特別会計における剰余金4,200億円を加算した額から、同特別会計借入金利子支払額6,150億円及び同特別会計借入金償還額798億7,500万円を控除した額とする。
 - ロ 平成15年度の交付税特別会計借入金のうち、6,724億4,100万円については、その 償還金に相当する額を、平成21年度から平成30年度までの各年度分の地方交付税の 総額に加算することとし、当該加算額を一般会計から同特別会計に繰り入れる。

- ハ 平成15年度の交付税特別会計借入金のうち、879億円については、その償還金に 相当する額を、平成21年度から平成30年度までの各年度分の地方交付税の総額に加 算することとし、当該加算額を一般会計から同特別会計に繰り入れる。
- ニ 平成16年度から平成30年度までの地方交付税の総額について、3,243億円を加算する。
- (2) 基準財政需要額の算定方法の改正

平成15年度分の地方交付税の算定に用いる単位費用を改正するとともに、平成15年度に限り、臨時財政対策債への振替額に相当する額を控除した額を基準財政需要額とする。

(3) 基準財政収入額の算定方法の改正

道府県の基準税率を80%から75%へ引き下げるとともに、平成15年度における道府 県税及び市町村税の減税等による減収額として総務省令で定める額の75%の額を加算 する特例を設ける。

- 2 地方財政法の一部改正
 - 臨時財政対策債の発行可能額について、所要の規定の整備を図る。
- 3 地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律の一部改正
 - (1) 地方特例交付金の拡充

イ 趣旨

平成15年度において行われた国の補助金及び負担金の見直しに伴い収入が減少することに伴う地方公共団体の財政状況にかんがみ、その財政の健全な運営に資するため、当分の間の措置として、地方特例交付金(以下「第二種交付金」という。)を交付する。

ロ 第二種交付金の総額

毎年度分として交付すべき第二種交付金の総額は、当該年度における平成15年度において見直しが行われた国の補助金及び負担金でその交付又は支出の対象とされ、ていた事務又は事業が引き続き地方公共団体において実施されることが必要であるものとして政令で定めるものの当該見直しに伴う地方公共団体の収入の減少額の総額の2分の1に相当する額に返還金等の額を加算した額として予算で定める額とする。

ハ 第二種交付金の算定方法

毎年度分として各都道府県及び各市町村に対して交付すべき第二種交付金の額は、当該年度における都道府県の第二種交付金総額及び市町村の第二種交付金総額を、総務省令で定めるところにより、それぞれ官報で公示された最近の国勢調査の結果による各都道府県及び各市町村の人口であん分した額とする。

ニ 第二種交付金の算定手続等は従前の地方特例交付金(「第一種交付金」という。) と同様とする。

4 施行期日

この法律は、公布の日から施行する。

電波法の一部を改正する法律案(閣法第37号)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 1 無線設備等の点検の事業を行う者は、総務大臣の登録を受けることができることとする。
- 2 小規模な無線局に使用するための無線設備であって総務省令で定めるもの(以下「特定無線設備」という。)について、技術基準に適合していることの証明の事業を行う者は、総務大臣の登録を受けることができることとする。
- 3 特定無線設備のうち総務省令で定めるもの(以下「特別特定無線設備」という。)の 製造業者又は輸入業者は、その特別特定無線設備を、技術基準に適合するものとして、 その工事設計について自ら確認することができることとする。
- 4 特定周波数変更対策業務に係る既開設局の免許人に適用される電波利用料の料額は、 当該業務が実施される期間内の各年度においては、通常の電波利用料の金額に、当該業 務に要する費用の総額の一定割合を勘案し、既開設局が使用する周波数及び空中線電力 に応じて政令で定める金額を加算した金額とする。
- 5 この法律は、公布の日から起算して9月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、電波利用料額の改定に関する改正規定は公布の日から起算して3 月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

日本郵政公社法の一部を改正する法律案(閣法第81号)(先議)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 1 日本郵政公社の郵便貯金資金及び簡易生命保険資金の運用方法にコール資金の貸付け 及び投資顧問業者との投資一任契約の締結による信託会社への信託を加える。
- 2 日本郵政公社の郵便振替資金及び業務上の余裕金の運用方法にコール資金の貸付けを加える。
- 3 この法律は、公布の日から施行する。

消防組織法及び消防法の一部を改正する法律案(閣法第107号)(先議)

【要旨】

本法律案は、大規模又は特殊な災害に対処するため、緊急消防援助隊について、その編成、消防庁長官による出動の指示、国の財政措置等に係る規定を整備するとともに、都道府県の航空消防隊による市町村の消防の支援、国による主体的な火災原因調査の実施その他の消防に関する体制を整備し、あわせて、消防用設備等に係る技術基準に性能規定を導入するための所要の規定の整備等を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 消防組織法の一部改正に関する事項
 - (1) 消防本部及び消防署を置かなければならない市町村を政令で定める制度の廃止

(2) 都道府県による市町村の消防の支援

都道府県は、その区域内の市町村の長の要請に応じ、航空機を用いて、当該市町村 の消防を支援することができるものとする。

- (3) 緊急消防援助隊の出動
 - イ 消防庁長官は、大規模な災害で2以上の都道府県に及ぶもの又は毒性物質の発散 その他の原因により生ずる特殊な災害に対処するために特別の必要があると認めら れるときは、災害発生市町村のため、他の都道府県の知事又は当該都道府県内の市 町村の長に対し、緊急消防援助隊の出動のため必要な措置を指示することができる ものとする。
 - ロ 緊急消防援助隊は、消防の応援等を行うことを任務として、都道府県又は市町村 に属する消防に関する人員及び施設により構成される部隊をいうものとする。
 - ハ 総務大臣は、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画を策定し、公表するものとする。
 - 二 消防庁長官は、都道府県知事又は市町村長の申請に基づき、必要と認める人員及 び施設を緊急消防援助隊として登録するものとし、この登録について、消防庁長官 は、都道府県知事又は市町村長に対し、協力を求めることができるものとする。
 - ホ 消防庁長官は、緊急消防援助隊の出動その他消防の応援等に関する情報通信システムの整備及び運用のため必要な事項を定めるものとする。
 - へ 消防庁長官の指示を受けて出動した緊急消防援助隊の活動により増加し、又は新 たに必要となる費用のうち政令で定める経費は、国が負担するものとする。
 - ト 緊急消防援助隊に係るハの計画に基づいて整備される施設であって政令で定める ものに要する経費は、予算の範囲内において、国が補助するものとする。
- (4) 自主的な防災組織

国及び地方公共団体は、住民の自主的な防災組織が行う消防に資する活動の促進の ため、当該防災組織を構成する者に対し、消防に関する教育訓練を受ける機会を与え るために必要な措置を講ずるよう努めなければならないものとする。

- 2 消防法の一部改正に関する事項
 - (1) 消防用設備等に係る技術基準への性能規定の導入
 - イ 消防用設備等の技術基準について性能規定の導入のための規定整備を図るととも に、一定の性能を有する特殊消防用設備等の認定制度を設けるものとする。
 - ロ 指定検定機関制度を検定又は性能評価を行う登録機関制度に改めるものとする。
 - (2) 国による主体的な火災原因調査の実施 消防庁長官は、消防長又は都道府県知事から要請がなくとも、特に必要があると認 めた場合には、火災原因調査を行うことができるものとする。
 - (3) 救急業務を行わなければならない市町村を政令で定める制度の廃止
- 3 施行期日

この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。ただし、次に掲げる事項は、次に定める日から施行するものとする。

(1) 1の(2)並びに(3)のイ、へ及びト 平成16年4月1日

(2) 2の(1) 公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日

【附带決議】

政府は、災害等からの国民の生命、身体及び財産の保護という消防目的を達成する観点から、左記の事項について措置すべきである。

- 1 緊急消防援助隊の運用に当たっては、大規模災害等の発生時における人命救助活動等の重要性を踏まえ、市町村消防の原則を尊重しつつ、隊員の技術向上・部隊間の連携強化等が図られるよう、地方公共団体に対し助言及び支援を行うとともに、合同訓練の充実を図るほか、出動経費に対する国庫負担金の確保、資機材整備等のための国庫補助金の拡充強化など、国として万全の措置を講ずること。
 - 2 大規模災害等の発生時における消防の応援等に係る特例の運用に当たっては、被災地 における被害状況の迅速かつ的確な把握のため、財政措置を充実し情報通信システムの 整備を早期に進めるとともに、市町村の自主性を尊重しつつ、関係地方公共団体の長等 との緊密な連携を図り、その意向を十分に踏まえ、適切な措置を講ずるよう、今後とも 配意すること。
 - 3 大規模災害等の発生時において、消防団・自主防災組織等の果たす役割が重要である ことにかんがみ、その活動の活性化、充実・強化が図られるよう、消防団員の処遇改善、 拠点施設・資機材等の整備などに対する財政措置を充実し、一層の支援、環境整備等を 推進すること。
 - 4 救急業務の実施に当たっては、救急医療体制の充実・強化を図り、人命の保護に遺憾なきよう万全を期するとともに、救急救助業務の実施体制を整備するため、財政措置を拡充すること。
 - 5 消防用設備等に係る技術基準等に関する政省令等を制定するに当たっては、防火安全性が十分確保されるよう努めること。また、消防用設備等の性能の審査については、消防機関が相応の知識と能力を備えることができるよう、一定の技術支援、学術的な教育等を行うための体制を構築すること。

右決議する。

地方自治法の一部を改正する法律案(閣法第108号)

【要旨】

本法律案は、地方公共団体の組織及び運営の合理化を図るため、地方分権改革推進会議の意見にのっとり、都道府県の局部数の法定制等を廃止するとともに、公の施設の管理の委託に関する制度を見直すほか、所要の規定の整備を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 地方公共団体の内部組織に関する事項
 - (1) 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務を分掌させるため、必要な内部組織を設けることができるものとする。この場合において、当該普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の設置及びその分掌する事務については、条例で定めるものとする。
 - (2) 普通地方公共団体の長は、内部組織の編成に当たっては、当該普通地方公共団体の

事務及び事業の運営が簡素かつ効率的なものとなるよう十分配慮しなければならないものとする。

- (3) 普通地方公共団体の長は、(1)の条例を制定し又は改廃したときは、遅滞なく、その要旨その他の総務省令で定める事項について、都道府県にあっては総務大臣、市町村にあっては都道府県知事に届け出なければならないものとする。
- 2 公の施設の管理に関する事項
 - (1) 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると 認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であって当該普通地方 公共団体が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に、当該公の施設の管理を 行わせることができるものとする。
 - (2) 指定管理者は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んでは ならないものとするとともに、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別 的取扱いをしてはならないものとする。
 - (3) (1)の条例には、指定管理者の指定の手続、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。
 - (4) 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。
 - (5) 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該 普通地方公共団体の議会の議決を経なければならないものとする。
 - (6) 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告 書を作成し、当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならないも のとする。
 - (7) 普通地方公共団体は、公の施設の管理の適正を期するために行われる指示に指定管理者が従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができるものとする。
- 3 施行期日等
 - (1) この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。
 - (2) この法律の施行の際現に改正前の地方自治法の規定に基づき管理を委託している公の施設については、この法律の施行の日から起算して3年を経過する日(その日前に改正後の地方自治法の規定に基づき当該公の施設の管理に係る指定をした場合には、当該指定の日)までの間は、なお従前の例によるものとする。

電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第111号)(先議)

【要旨】

本法律案は、基礎的電気通信役務の適切、公平かつ安定的な提供を確保しつつ電気通信 事業者の多様な事業展開を促す等のため、第一種電気通信事業及び第二種電気通信事業の 事業区分を廃止する等規制の合理化のための措置を講ずるとともに、民間能力の一層の活 用を図るため、総務大臣又は指定認定機関が行う技術基準適合認定等について総務大臣の 登録を受けた者が行うこととするほか、端末機器の技術基準適合性を製造業者等が自ら確 認する制度を新設し、あわせて東日本電信電話株式会社と西日本電信電話株式会社の電話 の役務に係る接続料が同等の水準となることを確保する等の措置を講じようとするもので あり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 電気通信事業法の一部改正関係
 - (1) 端末機器について、技術基準に適合していることの認定の事業を行うものは、総務 大臣の登録を受けることができることとする。
 - (2) 端末機器のうち総務省令で定めるもの(以下「特定端末機器」という。)の製造業者又は輸入業者は、特定端末機器の設計について、技術基準に適合しているものとして自ら確認できることとする。
- 2 電気通信事業法の一部改正関係
 - (1) 第一種電気通信事業及び第二種電気通信事業の区分を廃止することとする。
 - (2) 第一種電気通信事業の許可制を廃止し、その設置する区域の範囲及び規模が一定の 水準を超える電気通信回線設備を設置して電気通信役務を提供する電気通信事業は登 録制とし、その他の電気通信事業は届出のみで足りることとする。
 - (3) 第一種電気通信事業の休廃止の許可制を廃止し、全ての電気通信事業の休廃止について遅滞なく届け出るのみで足りることとするとともに、利用者保護の観点から、電気通信事業者は事業を休廃止しようとするときは、あらかじめその旨を利用者に周知させなければならないこととする。
 - (4) 第一種電気通信事業者及び特別第二種電気通信事業者が提供する電気通信役務に係る料金及び契約約款についての総務大臣への事前届出義務については、総務省令で定める基礎的電気通信役務に係る契約約款又は指定電気通信役務に係る保障契約約款を除き、これを廃止することとする。
 - (5) 電気通信事業者等は、国民の日常生活に係る電気通信役務の提供に関する契約を締結等するときは、料金その他の提供条件の概要を説明しなければならないこととするとともに、電気通信事業者は、その業務の方法等についての苦情及び問合せを適切かつ迅速に処理しなければならないこととする。
 - (6) 第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者以外の第一種電気通信事業者及び特別第二種電気通信事業者が任意で作成した接続約款の総務大臣への事前届出義務並びに他の電気通信事業者と締結する接続協定の総務大臣への事前届出義務及び第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者が認可接続約款又は届出接続約款により他の電気通信事業者との間で締結した接続協定の総務大臣への届出義務を廃止することとする。
 - (7) 電気通信回線設備を設置する電気通信事業者は、その電気通信事業の用に供する電 気通信設備のうち、利用者に及ぼす影響が軽微なものを除いたものを、また、基礎的 電気通信役務を提供する電気通信事業者は、その基礎的電気通信役務を提供する電気 通信事業の用に供する電気通信設備を、それぞれ技術基準に適合するように維持しな ければならないこととする。
 - (8) 電気通信事業者は、その電気通信事業の全部又は一部について総務大臣の認定を受

けることができることとし、当該認定を受けた電気通信事業者について線路敷設のための土地の使用の特例規定を適用することとする。

- (9) 電気通信事業者は、重要通信の円滑な実施を他の電気通信事業者と相互に連携を図りつつ確保するため、他の電気通信事業者と電気通信設備を相互に接続する場合には、 重要通信の優先的な取扱いについて取り決めることその他の必要な措置を講じなければならないこととする。
- 3 日本電信電話株式会社等に関する法律の一部改正関係

東日本電信電話株式会社は、総務省令で定める期間における東日本電信電話株式会社 と西日本電信電話株式会社の特定接続料が同等の水準となることを確保するため、西日 本電信電話株式会社に対し、総務省令で定める方法により算定された額の金額を交付す ることとする。

4 施行期日

本法律は、公布の日から起算して9月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、2については公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から、3については公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から、それぞれ施行する。

【附带決議】

政府は、本法施行に当たり、次の事項についてその実現に努めるべきである。

- 1 ブロードバンド・インターネット・サービスや I P電話等に関する利用者の苦情や問合せが急増している中で、契約約款に関する規制が緩和されるに際し、事業者や代理店が利用者の苦情や問合せに対して適切な対応を行うよう、より一層の利用者保護の充実に努めること。
- 2 光ファイバー網の構築が複数の事業者による競争環境下でなされている現状を踏ま え、事業者間の競争条件の対等化及び投資インセンティブの促進、更には地方都市にお ける光ファイバー網の整備促進のために、光ファイバーに関する指定電気通信設備規制 の在り方について競争状況の進展を踏まえながら検討を行うこと。
- 3 ボトルネック設備のオープン化により、ユーザーサービスの提供に関してはいずれの 事業者も対等な立場にあることを踏まえ、ユーザーサービスに対する非対称規制につい てはより一層の規制緩和を進めること。特にブロードバンド・インターネット・サービ スなど、今後自由な競争の下で発展が期待される分野のサービスについては、より迅速 で多様なサービスが提供されるよう、指定電気通信役務規制等の在り方について競争状 況の変化に応じた適時適切な見直しを行うこと。
- 4 料金に対するプライスキャップ規制については、競争が十分に進展していることや、 市場構造の変化により電話加入数等が減少している状況に適合しなくなっていることを 踏まえて、早急に見直しを行うこと。
- 5 ブロードバンド・インターネット・サービスが急速に普及する中で、過疎地等におけるサービス展開を一層促進し、いわゆるデジタル・ディバイドの解消を始め緊急通報・ 重要通信の確保等の観点から、ユニバーサルサービス基金の運用方法の見直しを行うこと。
- 6 ブロードバンド・インターネット・サービスについては、電話サービスと異なり県

内・県間の区分が馴染まない分野であることを踏まえ、柔軟かつ迅速にサービス提供が 可能となるよう、地域会社の業務範囲拡大について一層の手続の簡素化及び迅速化を図 ること。

- 7 長期増分費用方式は事業者が現実に投下した資本を回収できないという構造的な問題を有しているとともに、長期増分費用方式の前提そのものが固定電話の減少及びIP通信の進展という現実の事業環境に対応したものとする観点から、実際費用を十分に配慮した算定方式への見直しを行うこと。また、利用者負担の軽減を図るため、施設設置負担金や基本料等の料金体系見直しについて検討を行うこと。
- 8 政府が保有するNTT株式の売却収入及び配当金の使途については、情報通信基盤の 高度化及びユニバーサルサービスの確保に必要な既存電話網の維持のために活用するこ と等を中心に、幅広い観点から検討を行うこと。 右決議する。

地方独立行政法人法案(閣法第116号)

【要旨】

本法律案は、住民の生活、地域社会及び地域経済の安定等の公共上の見地からその地域において確実に実施されることが必要な事務及び事業であって、地方公共団体が自ら主体となって直接に実施する必要のないもののうち、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるものと地方公共団体が認めるものを効率的かつ効果的に行わせるため、地方独立行政法人の制度を設け、その運営の基本その他の制度の基本となる事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 対象業務

地方独立行政法人の対象とする業務は、試験研究、大学の設置・管理、公営企業に相当する事業の経営、社会福祉事業の経営、その他公共的な施設で政令で定めるものの設置・管理とする。

2 設立

地方公共団体が地方独立行政法人を設立しようとするときは、その議会の議決を経て 定款を定め、総務大臣又は都道府県知事の認可を受けなければならない。

3 財産的基礎

- (1) 地方独立行政法人は、その業務を確実に実施するために必要な資本金その他の財産的基礎を有しなければならない。
- (2) 地方公共団体でなければ、地方独立行政法人に出資することができない。

4 役職員の身分等

- (1) 地方独立行政法人のうち、業務の停滞が住民の生活、地域社会若しくは地域経済の安定に直接かつ著しい支障を及ぼす法人又は業務における中立性及び公正性の確保を特に図る必要がある法人の役職員には、定款で定めるところにより、地方公務員の身分を付与する。
- (2) 地方独立行政法人に、役員として、理事長1人、副理事長、理事及び監事を置く。
- (3) 理事長及び監事は、設立団体(法人を設立する地方公共団体をいう。以下同じ。)

- の長が任命する。
- (4) 副理事長及び理事は、理事長が任命する。
- (5) 地方独立行政法人の職員は、理事長が任命する。

5 中期目標等

- (1) 設立団体の長は、議会の議決を経て、3年以上5年以下の期間において中期目標を 定め、地方独立行政法人に指示する。
- (2) 地方独立行政法人は、中期目標に基づき中期計画を作成し、設立団体の長の認可を受けなければならない。
- (3) 地方独立行政法人は、中期計画に基づき年度計画を定め、設立団体の長に届け出なければならない。
- (4) 地方独立行政法人は、各事業年度における業務の実績について、地方独立行政法人評価委員会の評価を受けなければならない。
- (5) 地方独立行政法人は、中期目標の期間における業務の実績について、地方独立行政 法人評価委員会の評価を受けなければならない。
- (6) 設立団体の長は、中期目標の期間の終了時において、地方独立行政法人の組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずる。

6 財務及び会計

- (1) 地方独立行政法人の会計は、原則として企業会計原則による。
- (2) 地方独立行政法人による財務諸表等の作成、その設立団体の長への提出等について 所要の規定を設ける。

7 財源措置等

- (1) 設立団体は、地方独立行政法人に対し、その業務の財源に充てるために必要な金額の全部又は一部に相当する金額を交付することができる。
- (2) 地方独立行政法人は、長期借入金及び債券発行をすることができない。ただし、設立団体からの長期借入金については、この限りでない。

8 特例

大学の設置・管理を行う地方独立行政法人については、役職員を非公務員とするほか、 理事長と学長を別に選任することができることとする等の特例を設けるとともに、公営 企業に相当する事業の経営を行う地方独立行政法人についても所要の特例を設ける。

9 施行期日

この法律は、平成16年4月1日から施行する。

【附带決議】

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について十分配慮すべきである。

- 1 地方独立行政法人の設立に当たっては、地方公共団体の自主的判断を十分尊重するこ と。
- 2 地方独立行政法人への移行等に際しては、雇用問題、労働条件について配慮し、関係 職員団体又は関係労働組合と十分な意思疎通が行われるよう、必要な助言等を行うこと。
- 3 地方独立行政法人の情報公開に関しては、住民に対し業務状況等を積極的に公開する とともに、その公表方法の改善に努めるよう、必要な措置を講ずること。

- 4 地方独立行政法人の業績評価に当たっては、財務面のみならず、住民の意見を積極的 に取り入れることにより、住民の視点に立った評価制度が確立されるよう、その体制整 備に努めること。
 - 5 第三セクター等の経営健全化に関しては、その手段として安易に地方独立行政法人への移行が選択されないようにするとともに、地方公共団体に対し、法的整理を含めその早期抜本処理を促し、経営責任の明確化、清算の可否、民営化の是非を精査検討できるよう、必要な対策を講ずること。
 - 6 公立大学法人の設立に関しては、地方公共団体による定款の作成、総務大臣及び文部 科学大臣等の認可等に際し、憲法が保障する学問の自由と大学の自治を侵すことがない よう、大学の自主性・自律性を最大限発揮しうるための必要な措置を講ずること。 右決議する。

地方独立行政法人法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案 (閣法 第117号)

【要旨】

本法律案は、地方独立行政法人法の施行に伴い、災害対策基本法その他の関係法律の規定の整備等を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 地方独立行政法人を地方公共団体と同様の位置付けとするための整備 地方独立行政法人の公共性にかんがみ、施設等の設置主体として地方独立行政法人を 地方公共団体と同様の位置付けとする等のため、必要な規定の整備を行う。
- 2 職員の福利厚生制度等に関する諸法律についての所要の規定の整備 地方公務員等共済組合法等地方独立行政法人の職員の福利厚生制度等に関する諸法律 について、所要の規定の整備を行う。
- 3 国税及び地方税に関する法律の規定整備 地方独立行政法人に対する所要の措置を講ずる。
- 地方独立行政法人に対する所要の措置を講する。4 その他
- その他個別の法律について所要の措置を講ずる。
- 5 施行期日 この法律は、一部の規定を除き、地方独立行政法人法の施行の日から施行する。

市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律案(衆第30号)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 1 市となるべき要件の特例の適用期間の延長
 - 合併後の普通地方公共団体の市となるべき要件は人口3万以上を有することとする特例の適用期間を1年延長し、平成17年3月31日までに市町村の合併が行われる場合には、その適用があるものとする。
- 2 施行期日

この法律は、公布の日から施行するものとする。

行政書士法の一部を改正する法律案(衆第36号)

【要旨】

本法律案は、行政書士の業務について国民の利便性を一層高めるため、行政書士の業務を行うことを目的とする行政書士法人の設立を可能にするとともに、研修、懲戒手続等に関する規定を整備することにより、行政書士制度の基盤を強化しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 行政書士法人制度の創設

(1) 設立

行政書士は、行政書士法人(行政書士の業務を組織的に行うことを目的として、行政書士が共同して設立した法人をいう。以下同じ。)を設立することができるものと する。

(2) 社員の資格

行政書士法人の社員は、行政書士でなければならないものとする。

(3) 業務の範囲

行政書士法人は、行政書士の業務を行うほか、定款で定めるところにより、法令等に基づき行政書士が行うことができる業務のうち行政書士の業務に準ずるものとして 総務省令で定める業務の全部又は一部を行うことができるものとする。

(4) 業務を執行する権限

行政書士法人の社員は、原則として、すべて業務を執行する権利を有し、義務を負 うものとする。

(5) 解散

行政書士法人は、社員が1人になり、そのなった日から引き続き6月間その社員が 2人以上にならなかった場合等において、解散するものとする。

2 研修

行政書士は、行政書士会及び日本行政書士会連合会が実施する研修を受け、その資質 の向上を図るように努めなければならないものとする。

- 3 懲戒に関する規定の整備
 - (1) 国民一般からの懲戒処分請求

何人も、行政書士又は行政書士法人について懲戒事由に該当する事実があると思料するときは、都道府県知事に対し、当該事実を通知し、適当な措置をとることを求めることができるものとする。

(2) 懲戒処分の公告

都道府県知事は、行政書士又は行政書士法人に対する懲戒処分をしたときは、遅滞なく、その旨を当該都道府県の公報をもって公告しなければならないものとする。

4 施行期日

この法律は、平成16年8月1日から施行するものとする。

放送法第37条第2項の規定に基づき、承認を求めるの件(閣承認第2号)

(平成15年度NHK予算)

【附带決議】

政府並びに日本放送協会は、次の事項の実現を図るべきである。

- 1 放送の社会的影響の重大性を強く自覚し、放送の不偏不党、真実及び自律を一層確保 するとともに、放送倫理の確立と徹底を図り、人権に配慮した、正確かつ公正な報道と 青少年の健全育成に資する豊かな情操を養う放送番組の提供に努めること。
- 2 協会は、その主たる経営財源が受信料であることにかんがみ、受信料制度への国民の 一層の理解促進を図り、負担の公平を期するため、契約の確実な締結と収納の確保を図 ること。
- 3 協会は、視聴者の十分な理解と協力が得られるよう、経営全般にわたる抜本的な見直 しに取り組み、業務運営の効率化によって経費の節減にさらに努めるとともに、子会社 等の業務範囲等について、適正性、透明性を確保すること。また、視聴者に対する説明 責任を果たし、事業運営の透明性を確保するため、情報公開を一層積極的に行うこと。
- 4 協会は、インターネットによる情報提供については、放送の補完利用として適正な運営を図ること。
- 5 地上デジタル放送の円滑な実施に向け、視聴者への周知を一層強化するとともに、デジタル化のメリットを視聴者が十分に享受できるよう努めること。特にアナログ周波数の変更対策については、対策方法を関係者と十分協議した上で、視聴者の理解と協力の下に実施すること。
- 6 障害者や高齢者向けの字幕・解説放送等情報バリアフリー化に資する放送番組を一層 拡充すること。
- 7 我が国に対する理解と国際間の交流を促進するとともに、流動化する国際情勢にかんがみ、海外在留日本人への情報提供を充実させるため、映像を含む国際放送をさらに拡充すること。
- 8 協会は、非常災害時等の緊急報道体制の強化を図り、国民の安全に資する情報の的確で迅速な提供に努めること。また、地域に密着した放送番組の充実・強化を図るとともに、地域から全国への情報発信を一層推進するよう努めること。
- 9 情報通信技術の急速な進歩に伴う通信と放送の融合の進展等、放送を取り巻く環境の 変化に対応し、放送の公共性の確保、公共放送の使命・役割等、今後の放送制度の在り 方について検討すること。

右決議する。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案(12件)

※は予算関係法律案

番号	件 名	議	17年出	参 議 院			衆議院			
	· 件 名	先議院	提出 月日	委員会 付 託	委員会 議 決	本会議 議 決	委員会 付 託	委員会 議 決	本会議 議 決	
1 ±	地方交付税法等の一部を改正する法律案	衆	15. 1. 20	15. 1. 28	15. 1.30 可決	15. 1.30 可決	15. 1.24 総務	15. 1.27 可決	15. 1.27 可決	
	恩給法等の一部を改正する法律の一部を改正 する法律案	衆	1.31	3. 24	3.27 可決	3.28 可決	3.12 総務	3.13 可決	3. 18 可決	
	国家公務員退職手当法等の一部を改正する法 律案	衆	2. 7	5. 22	5.27 可決 附帯	5. 28 可決	4. 1 総務	4. 15 可決	4.17 可決	
* 20 ±	地方税法等の一部を改正する法律案	衆	2. 7	3. 14	3.20 可決 附帯	3. 24 可決	2.18 総務	3. 6 可決 附帯	3. 7 可決	
			○15.3.14 参本会議趣旨説明 ○15.2.18 衆本会議趣旨説明							
* 21 ±	地方交付税法等の一部を改正する法律案	衆	2. 7	3. 14	3. 25 可決	3. 26 可決	2.18 総務	3. 3 可決	3. 4 可決	
			○15.3.14 参本会議趣旨説明 ○15.2.18 衆本会議趣旨説明							
* 37	電波法の一部を改正する法律案	衆	2. 10	5. 26	5. 29 可決	5.30 可決	4.30 総務	5. 8 可決	5. 9 可決	
81	日本郵政公社法の一部を改正する法律案	参	3, 7	4. 11	4.17 可決	4. 18 可決	6.11 総務	6. 26 可決	7. 4 可決	
107	消防組織法及び消防法の一部を改正する法律 案	参	3. 14	3. 27	4. 1 可決 附帯	4. 2 可決	6. 4 総務	6.10 可決 附帯	6. 12 可決	
108 ±	地方自治法の一部を改正する法律案	衆	3. 17	6. 2	6. 5 可決	6. 6 可決	5.21 総務	5. 27 可決	5. 29 可決	
	電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等 に関する法律の一部を改正する法律案	参	3. 17	5. 7	5. 22 可決 附帯	5. 23 可決	7. 7 総務	7.10 可決	7.17 可決	
116 ±	地方独立行政法人法案	衆	4. 25	6. 9	7. 1 可決 附帯	7. 2 可決	5.28 総務	6. 3 可決 附帯	6. 5 可決	
117 ±	地方独立行政法人法の施行に伴う関係法律の 整備等に関する法律案	衆	4. 25	6. 9	7. 1 可決	7. 2 可決	5.28 総務	6. 3 可決	6. 5 可決	

⁽注) 附带 附带決議

・衆議院議員提出法律案 (2件)

*	传 名 提出者 (提出月日)	担山本	子供	本院	参 議 院			衆議院		
番号		予備 送付	への 提 出	委員会 付 託	委員会 議 決	本会議議決	委員会 付 託	委員会 議決	本会議議決	
30	市町村の合併の特例に関する法律の一 部を改正する法律案	総務委員長 遠藤 武彦君 (15. 6.12)	15. 6. 12	15. 6. 12		15. 7. 1 可決	15. 7. 2 可決			15. 6.12 可決
36	行政書士法の一部を改正する法律案	総務委員長 遠藤 武彦君 (15. 7.10)	7. 10	7. 10	7. 18	7. 22 可決	7. 23 可決			7. 10 可決

・国会の承認を求めるの件(1件)

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆 議 院		
				委員会 付 託	委員会 議 決	本会議 議 決	委員会 付 託	委員会 議 決	本会議 議 決
2	放送法第37条第2項の規定に基づき、承認を求めるの件	衆	15. 2. 14	15. 3. 26	15. 3.27 承認 附帯	15. 3.28 承認	15. 3.18 総務	15. 3.19 承認 附帯	15. 3.20 承認

(注) 附带 附带決議

(5) 委員会決議

── 地方財政の拡充強化に関する決議 ──

地方公共団体の自己決定権を拡大するとともに、行財政基盤の安定と発展を図るため、 政府は左記の事項について措置すべきである。

- 1 地方分権時代にふさわしい地方税財政基盤を確立するため、国庫補助負担金、税源移 譲を含めた税源配分の在り方、地方交付税の三位一体の改革を推進し、国の関与を縮小 するとともに、地方の権限と責任を大幅に拡大し、地方財政の自立を目指すための明確 な方針を早急に示すこと。
- 2 地方財政は引き続き財源不足が拡大し、平成8年度以降連続して地方交付税法第6条 の3第2項の規定に該当するという非常事態にあることにかんがみ、今後とも、地方交 付税による財源保障機能及び財源調整機能が十分発揮されるよう、財源の中長期的な安 定確保を図る見地から、抜本的な方策を講ずること。
- 3 交付税及び譲与税配付金特別会計においては、借入金残高が看過し得えない状況にあ り、また、平成16年度から償還が再開されることにかんがみ、借入れ及び償還等の在り 方について、早急に抜本的な検討を行うこと。
- 4 臨時財政対策債の元利償還については、将来において地方公共団体の財政運営に支障が生ずることのないよう、万全の措置を講ずるとともに、公債費負担に苦慮する地方公共団体の財政状況にかんがみ、今後とも適切な負担軽減措置を講ずること。
- 5 国庫補助負担金の廃止・縮減については、三位一体の改革を左右する重要な課題であることから、単に地方への負担転嫁とならないよう、地方公共団体の意見を十分踏まえつつ、地方の自主性を拡大し、その創意・工夫を活かせるよう、積極的に取り組むこと。
- 6 地方公営企業や地方公社等の経営が地方公共団体の財政に重大な影響を及ぼすことに かんがみ、住民が、企業会計及びその他会計等の財政状況について、全体的な把握がで きるよう検討すること。

右決議する。

―― 地方分権を推進するための地方税財政基盤の確立に関する決議 ――

政府は、「地方分権一括法」の国会審議に際し、地方税財源の充実確保策の検討を求める修正及び附帯決議が行われたことを踏まえ、地方分権時代にふさわしい地方税財政基盤を確立するため、次の諸点について特段の配慮を行うべきである。

- 1 歳出面において国の関与の廃止・縮減により地方の自由度を高めるとともに、歳入面において税源移譲を実現することにより、地方税中心の歳入体系を構築すること。
- 2 税源移譲については、安定的な地方税体系を構築する方向で改革を進め、地方における歳出規模と地方税収との乖離を縮小すること。
- 3 国庫補助負担金制度の見直しに当たっては、地方が引き続き主体的に実施する必要がある事業について、所要の財源を地方税として移譲すること。 右決議する。